

利用者への権利侵害事案⑳

【事案】

職員による利用者への暴力行為

【事案の概要】

障害者支援施設に勤務する 30 代と 20 代の男性職員が、入所する 40 代の利用者に対してそれぞれ脇腹を殴る蹴るの暴力行為を行っていた。これにより、利用者は肋骨を骨折。さらに折れた骨が肺に刺さり、重症を負った。両職員は傷害容疑により逮捕された。

同施設では、当時、利用者が重傷を負った本事案について当該職員と利用者から「ベッドから落ちた」との報告を受け、その内容を事故報告書にして市へ提出。それに基づき市は同施設の監査を実施していた。その際、利用者や職員に聞き取り調査をしたものの、暴行の事実を確認できなかった。

その後、職員が逮捕され容疑を認めたため、市は、提出された事故報告書の真偽や施設の組織的な隠ぺいの有無などを改めて調査するため再監査を実施。調査後、市は施設側による組織的な隠ぺいは確認できないと判断。最も重い指定取り消し処分も含めて検討を行っていたが、他の利用者への影響などを考慮し、同施設での新たな利用者受け入れを 1 年停止する行政処分を行った。